

平成26年度

ようちえんしゅうえんしょうれいひほじょきん 幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ (私立幼稚園の入園料及び保育料補助)

～ 保護者のみなさまへ ～

旭川市では、幼稚園に就園する満3歳児～5歳児のお子さんがある世帯に対して、経済的負担の軽減と幼児教育の普及を図るため、入園料と保育料の補助を行っています。

減免を利用される方は、この書類をよく読み、必要な書類を幼稚園に提出してください。

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

電話 0166-25-9106 (直通)

【平日 午前8時45分～午後5時15分】



1. 対象となる世帯

次の条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 私立幼稚園に通園している満3歳児～5歳児のお子さんの住民登録が旭川市にあること。
- (2) 上記(1)の保護者の住民登録が旭川市にあり、現に旭川市に居住していること。
- (3) 市民税額が基準以内の世帯であること。

2. 保育料等の申請方法・補助(減免)時期等について

申請方法	各私立幼稚園に書類を提出します。
申請結果	旭川市にて申請書等の審査後、幼稚園を通じてお知らせします。
減免時期	1回目(6～7月)の申請にて提出いただいたものについては、10月下旬頃に旭川市から各幼稚園に該当園児分の補助金を交付します。
減免方法	幼稚園によって異なりますので、通園している幼稚園に確認してください。

3. 補助額について

補助額は、「平成26年度市民税所得割額」と「該当園児の兄姉の有無」などから、(A)「補助限度額」を確認し、これと(B)「平成26年度中に支払う入園料・保育料の合計額」を比較して決定します。

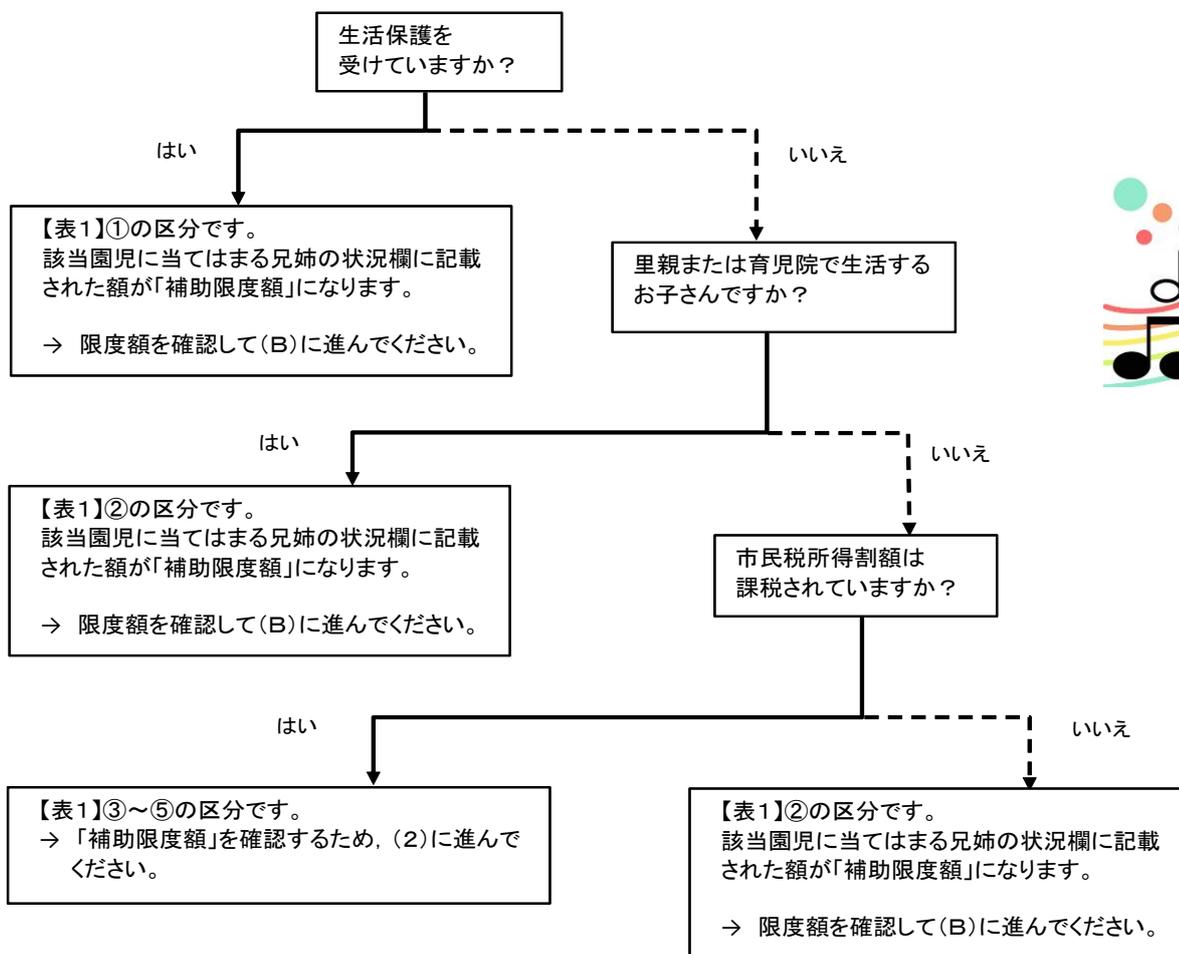
補助額については、P2～P3に記載する次の手順によりご確認ください。

(※補助額を決定するための市民税所得割額の基準が、世帯のお子さんの人数によって異なりますので、市民税を確認する書類の16歳未満の扶養人数欄に平成25年12月31日時点のお子さんの人数が記載されているか必ず確認してください。)

補助額の確認手順

(A) 補助限度額の確認

(1) 次のフローチャートに沿って当てはまる手順へ進んでください。



(2) 世帯における19歳未満のお子さんの人数によって【表1】③～⑤欄の基準額 (a. _____ 円, b. _____ 円) を決定します。

世帯の扶養人数を【表2】左側に当てはめ、右側の基準額を【表1】③～⑤欄に記入します。

(3) 父母の市民税所得割額の合計を確認してください。(ここでは、租税特別措置法に規定する住宅借入金等特別税額控除の適用前の額を合算した額とします。詳しくは、7ページ以降に記載していますのでご確認ください。)

ただし、父母のほかに課税されている方がいる場合で、その方が家計の主宰者であるときは、その方の課税額も合算します。

(4) (3)で確認した合計額が【表1】③～⑤のどの区分に該当するか確認します。

(5) (4) で確認した区分のうち、該当園児に当てはまる兄弟の状況欄に記載された額が「補助限度額」になります。

※年度の途中で入園した場合は、【表1】で該当した金額を次の計算式に当てはめて算出された額が「補助限度額」になります。

計算式：年間の補助限度額 × (保育料の支払い月数 + 3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入する。)

【表1】平成26年度の補助限度額表

市民税額の区分	兄・姉の有無	小学校1～3年生の兄・姉が				
		いない世帯			いる世帯	
		第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
①	生活保護を受けている世帯	308,000円			308,000円	
②	市民税所得割額が0円の世帯	199,200円	253,000円	308,000円	253,000円	308,000円
③	市民税所得割額が a. _____ 円以下の世帯	115,200円	211,000円		211,000円	
④	市民税所得割額が b. _____ 円以下の世帯	62,200円	185,000円		185,000円	
⑤	市民税所得割額が b. _____ 円より多い世帯	対象外	154,000円		154,000円	

※第1子・第2子・第3子以降の数え方について

該当園児が第何子目か数える際は、小学校3年生以下のお子さんから年齢の高い順に第1子、第2子、第3子…と数えます。(小学校4年生以上のお子さんについては、数えません。)

【表2】表1③～⑤区分における市民税所得割基準額

19歳未満の扶養親族の数 (H25.12.31時点での人数です)	基準額			
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	【表1】③ (a. _____ 円)	【表1】④・⑤ (b. _____ 円)
1人	1人	0人	55,800円	191,400円
2人	1人	1人	66,900円	198,600円
	2人	0人	77,100円	211,200円
3人	1人	2人	78,000円	205,800円
	2人	1人	88,200円	218,400円
	3人	0人	98,400円	231,000円
4人	1人	3人	89,100円	213,000円
	2人	2人	99,300円	225,600円
	3人	1人	109,500円	238,200円
	4人	0人	119,700円	250,800円
5人	1人	4人	100,200円	220,200円
	2人	3人	110,400円	232,800円
	3人	2人	120,600円	245,400円
	4人	1人	130,800円	258,000円
	5人	0人	141,000円	270,600円



(B)「平成26年度中に支払う入園料・保育料の合計額」と(A)で確認した「補助限度額」のうち、低い額が年間の補助額です。

4. 申請に必要な書類及び提出について

下に記載している書類を幼稚園が指定する期日までに幼稚園に提出してください。

<提出書類>

(1) 保育料等の減免に関する調書及び同意書（6ページの記入方法を参考に記入してください。）

(2) 市民税の課税状況及び扶養人数を確認するための書類（(1)の調書に添付してください。）

収入の有無に関わらず、調書に記載した父と母の証明書類（それぞれ1枚ずつ）が必要です
ので、次の表を参考に必要な書類を用意してください。

ただし、家計の主宰者が父母以外である場合は、その方の分も添付してください。

区分	添付書類	発行先
ア 会社等に勤務し、給与から 市民税が引かれている方	「平成26年度 給与所得等に係る市民税・道民 税特別徴収税額の決定・変更通知書」のコピー ※B4→A4に縮小して全面コピーにし、 <u>切り取 らずに添付</u> してください。	5月中旬以降に勤 務先から配付され ます。
イ 納付書または口座振替で市民 税を納めている方（自営業等）	「平成26年度 市民税・道民税課税明細書（1） 及び（2）」のコピー ※平成26年度市民税・道民税税額決定納税通知 書の4枚目と5枚目です。	6月中旬以降に市 役所から郵送され ます。
ウ ・市民税が0円の方 ・上記ア、イに該当の方で 通知書等を紛失された方 ※ア、イの書類がある場合は <u>必ずア、イの書類を提出して ください。</u>	「平成26年度 市・道民税所得・課税証明書」 原本	市役所税制課（総 合庁舎2階16番 窓口）又は各支所 で交付請求してく ださい。
エ 里親となっている方	「里親証明書」原本	児童相談所が発行 します。
オ 生活保護受給世帯	「保護手帳」（1ページと2ページ）のコピー	

<注意事項>

(1) コピーをする際は、年度・氏名・金額等、必要事項が見えるようにコピーしてください。

(2) 平成26年1月1日時点で旭川市に住所（住民登録）がない場合で、表のウに該当する方は、前住
所地に、幼稚園就園奨励費補助金の申請に使用する旨を伝えた上で、『総所得額・市民税所得割額・
均等割額・扶養人数・所得控除の内訳』の全てが確認できる書類を請求してください。

(3) 申請を行う園児の兄・姉については、認可保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する小学校就学前のお子さんを含みます。

上記施設に通園している兄・姉がいる場合は、各施設等から在園証明を受けて申請書に添付してください。

(4) 兄弟の申請を同時に行う場合は、年齢の高いお子さんのみに添付してください。

ただし、兄弟を別々の時期に申請する場合は、その都度添付書類が必要です。

(5) 表のウに該当する方で、市民税の申告をしていない方は『平成26年度 市・道民税所得・課税証明書』が発行できません。必ず、市民税の申告をした後で証明書を請求してください。

※前年中に所得が無かった方であっても（扶養に入っている場合も含む）、1月1日時点で旭川市に住所がある方は、市民税の申告が必要です。

詳しくは、市民税課にお尋ねください。（総合庁舎2階 電話：25-5786）

5. お問い合わせ先一覧

担 当		電話番号	住所
就園奨励費	こども育成課 こども育成係	25-9106	7条通10丁目 第二庁舎5階
市道民税 課税証明書	税制課 諸税係	25-5604	6条通9丁目 総合庁舎2階16番窓口
	神居支所	61-2311	神居2条9丁目
	神楽支所	61-6191	神楽3条6丁目
	永山支所	48-1111	永山3条19丁目
	東旭川支所	36-1111	東旭川北1条6丁目
	東鷹栖支所	57-2111	東鷹栖4条3丁目
	西神楽支所	75-3111	西神楽南1条3丁目
	江丹別支所	73-2001	江丹別中央
税の申告	市民税課	25-5786	6条通9丁目 総合庁舎2階20番窓口

(その他)

この補助金は、2/3以上を旭川市が、残りを国が負担しています。



<保育料等の減免に関する調書及び同意書の記入方法>

1. 保護者の方は、太枠の中を漏れなく記入してください。
2. 保護者氏名欄には旭川市に居住している方を記入してください。
3. 補助額を確定するために、世帯状況や市民税の課税状況（控除の有無等）の確認が必要になる場合がありますので、同意事項を確認の上、右側の同意年月日を必ず記入してください。
 なお、同意いただけない場合で添付書類のみでは市民税課税額等が確認できない場合は、補助金が交付できないことや交付が遅れることがありますので、ご協力をお願いします。
4. 世帯状況記入欄には、父母及び兄弟の状況を記入してください。
 ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方の氏名等も記入してください。
 また、18歳以上の方は、世帯状況欄の氏名の横に押印してください。
5. 市民税から住宅借入金等特別税額控除がされている場合は、住宅借入金等特別税額の中の市民税分を市民税所得割額と合算し、100円未満の端数を切り上げた額を記入してください。
6. 訂正する必要が生じた場合のため、左上に捨印を押してください。



保育料等の減免に関する調書及び同意書

共通様式 3

※太枠の中のみ記入してください。訂正は二重線で見え消し、修正液等は使用しないでください。
 後に訂正する必要が生じた場合のため、必ず捨印を押してください（左側）。

園児氏名	ふりがな あさひだけ まなぶ 旭岳 学 平成 21 年 9 月 21 日生		平成 26 年 4 月 1 日現在	満 3 歳 ・ 3 歳 ・ 4 歳 ・ 5 歳			
保護者氏名 (旭川市に居住している方)	旭岳 一朗 朱肉押印 旭岳		現住所	旭川市 神楽3条9丁目1-2			
			電話番号	(0166) 25 - 9106			
(宛先) 旭川市長 私は、旭川市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る保育料等の減免額 同意事項 ・ 市が市民税課税台帳等により、私の所得情報及び課税 ・ 市が住民基本台帳等により、私の世帯状況の確認を行 同意期間							
日付が異なりますので注意してください。 押印してください。(印鑑はできるかぎり別々のものを使用)			同意年月日 平成 26 年 7 月 3 日 必ず記入してください。				
園児の世帯状況記入欄(申請は園児の保護者及び18歳以上の方の分について別々のものを押印してください。)							
家計の主宰者に○	園児からみた続柄	氏名	生年月日	年齢 (H25.12.31時点)	兄弟姉妹の状況 (H26.4.1現在)	市民税課税額	
						所得割額	均等割額
○	父	旭岳 一朗 旭岳	大・昭・平 57・5・6	31	小学 年生 園	106,000	円 3,500 円
	母	旭岳 和美 旭岳	大・昭・平 59・11・2	29	小学 年生 園	0	円 0 円
	兄	旭岳 樹 ①	大・昭・平 17・7・12	8	小学 3		
	妹	旭岳 桜 ①	大・昭・平 23・4・26	2	小学		
		①	大		園		
		①	大		年生 園		

<市民税所得割額・均等割額の見方について>

ア. 平成26年度給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(コピー)

(毎月の給与から市・道民税が差し引かれている方)

- ・ 5月中旬以降に勤務先から交付されるものです。
- ・ 普通紙にB4→A4に縮小して全面コピーにし、切り取らずに添付してください。

例

拡大図

(例)

※摘要欄に、「住宅借入金等特別税額控除」の記載がある場合は、市民税分の控除額(18,000円)を「市民税 所得割額⑥」に合算し、100円未満の端数を切り上げた額を調書に記入してください。

平成25年12月31日時点の16歳未満のお子さんの人数が記載されているか必ず確認してください。人数に漏れがある場合は市民税課にて再申告をしてください。

(計算例) 市民税 所得割額 ⑥: 34,120円

住宅借入金等特別税額控除: 18,000円

合計額: 52,120円 → 調書への記入額 52,200円

イ. 平成26年度 市民税・道民税課税明細書(1)及び(2)(コピー)

平成26年度 市民税・道民税税額決定・納税通知書の4枚目と5枚目

(市民税・道民税を金融機関を通じて自分で納めている方)

- ・ 6月中旬以降に市役所から送付されるものです。
- ・ 普通紙にコピーし、切り取らずに添付してください。

例

平成 年度 市民税・道民税課税明細書(1)

所得		金額	等	平成 年 月 日
営業等	短期一般分	円	西	住所 氏名 通知書番号 様
農業	長期一般分	円	西	
不動産	短期特定資産分	円	西	
不動産	長期特定資産分	円	西	
不動産	短期軽課資産分	円	西	
不動産	長期軽課資産分	円	西	
不動産	株式等未公開分	円	西	
不動産	上場株式等の配当	円	西	
不動産	先物取引	円	西	
不動産	譲渡の特別控除額	円	西	
不動産	所得合計	円	西	
不動産	繰越損失	円	西	
不動産	配当割戻・株式等譲渡所得割戻	円	西	
不動産	控除合計	円	西	

所得からの控除額

雑損	円	西
医療費	円	西
社会保険料	円	西
小規模企業共済等	円	西
生命保険料	円	西
地震保険料	円	西
障害者	円	西
勤労学生	円	西
寡婦・寡夫	円	西
配偶者・扶養	円	西
配偶者特別	円	西
基礎	円	西
控除合計	円	西

本人該当項目 扶養親族該当項目

課税明細書(2)も御覧ください。

16歳未満のお子さんの人数を確認するため、こちらも必ず添付してください。
また、平成25年12月31日時点の16歳未満のお子さんの人数が記載されているか必ず確認してください。
人数に漏れがある場合は市民税課にて再申告をしてください。

平成26年度 市民税・道民税課税明細書(2)

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額	平成 年 月 日
総所得	円		円	円	住所 氏名 通知書番号 様
山林所得	円		円	円	
肉用牛の売却価額	円	7	円	円	
分離課税	短期一般分	円	円	円	
	短期軽課資産分	円	円	円	
	長期一般分	円	円	円	
	長期特定資産分	円	円	円	
課税所得	軽課資産分	円	円	円	
	株式等未公開分	円	円	円	
	上場株式等の配当	円	円	円	
	先物取引	円	円	円	
算出所得割額合計			円	円	
調整控除額			円	円	
税額控除額			円	円	
住宅借入金等特別税額控除額			円	円	
寄附金税額控除額			円	円	
外国税額控除額等			円	円	
配当割戻・株式等譲渡所得割戻控除額			円	円	
所得割額①			34,120円	円	
均等割額②			3,500円	円	

①より控除することができなかった配当割戻又は株式等譲渡所得割額の控除額 A 円

年税額③(①+②) 円

Aに係る充当額④ 円

特別徴収税額(給与)⑤ 円

特別徴収税額(公的年金)⑥ 円

普通徴収税額③-④-⑤-⑥ 円

18,000円

34,120円

3,500円

この金額を記入

(例)

※「住宅借入金等特別税額控除」の欄に記載がある場合は、市民税額の控除額を「所得割額①の市民税額」に合算し、100円未満の端数を切り上げた額を調書に記入してください。

(計算例) 市民税所得割額①: 34,120円

住宅借入金等特別税額控除: 18,000円

合計額: 52,120円

→ 調書への記入額 52,200円

ウ. 平成26年度 市・道民税所得・課税証明書（原本）

平成26年度の市民税が0円の方
 ア・イを紛失した方（ア、イの書類がある場合は、必ずア、イの書類を提出してください。）

- 必ず、就園奨励費補助金用の申請書をご利用の上（交付手数料が免除されます）**市役所税制課（総合庁舎2階16番窓口 電話：25-5604）**又は各支所で交付請求してください。

交付請求にあたっては、運転免許証など身分を証明できるものが必要です。

※代理人が証明書を請求する場合は委任状が必要になります。

（例：妻が夫の証明書を窓口申請に行く場合など）

- 必ず**原本を添付**してください。

例

市・道民税所得・課税証明書

氏名		生年月日		住所	
課税年度	平成26年度	給与支払額		公的年金支払額	
合計所得金額		所得控除合計額		年税額	
所得の内訳			市・道民税の内訳		
種類	金額	雑損控除	所得割	34,120	所得割
			均等割	3,500	均等割
		小規模企業 共済等掛金控除	勤労学生控除		控除対象配偶者 （老人配偶者）
		生命保険料控除	配偶者控除		配偶者 （一般・特定）
		地震保険料控除 （損害保険料控除）	扶養控除		扶養親族 （うち特定）
		寄附金控除	配偶者特別控除		扶養親族 老人
		障害者控除	基礎控除		普通障害者である控除対象 配偶者及び扶養親族数
		老年者控除			特別障害者である控除対象 配偶者及び扶養親族数
		寡婦（夫）控除			16歳未満の扶養親族数 2

第 号 平成 年 月 日

旭川市長 西川 将



本書のとおり相違ないことを証明します。

この金額を記入

平成25年12月31日時点の16歳未満のお子さんの人数が記載されているか必ず確認してください。
 人数に漏れがある場合は市民税課にて再申告をしてください。